

特別養護老人ホーム 明心苑（ショートステイ） 利用料金表（1割負担）

※金額はあくまでも概算です。施設の体制及び制度改正等により
変更となる場合があります。

令和5年8月1日現在
(千葉県地域単価10.83円を乗算)

項目	要介護度	要介護1 (単位)	要介護2 (単位)	要介護3 (単位)	要介護4 (単位)	要介護5 (単位)
介護老人福祉施設短期入所者生活介護費 I		696	764	838	908	976
1ヶ月分(30日)	①	20,880	22,920	25,140	27,240	29,280
夜勤職員配置加算 II	18単位/日 ②	540				
介護職員処遇改善加算 I	(①+②)×8.3%	1,778	1,947	2,131	2,306	2,475
30日の小計金額(介護保険適用の1割負担分) A		25,123	27,516	30,120	32,583	34,976
介護給付対象外サービス費 (介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、食費、居住費の負担軽減制度あり)	食費1,450円/日(30日)	43,500				
	ユニット型個室居住費 2,300円/日(30日)	69,000				
30日の小計金額(全額自己負担分) B		112,500				
30日の合計金額(自己負担分) A+B		137,623	140,016	142,620	145,083	147,476

その他加算・介護保険外での自己負担費用(対象者のみ)			
病院受診代、薬代、歯科受診代	別途実費	送迎加算(片道) 184単位	居宅と事業所間の送迎を行った場合(1回)
その他の費用(理美容)	実費相当分		
入居者の希望する趣味、嗜好品、出前等の飲食代、レクリエーション等の品物代	実費相当分		

介護保険負担限度額

段階	対象者	居住費	1ヶ月分料金 (30日)	食費	1ヶ月分料金 (30日)
第1	生活保護受給者	820円	24,600円	300円	9,000円
	老齢福祉年金受給者				
第2	前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方	820円	24,600円	600円	18,000円
第3①	世帯全員 市民税非課税	1,310円	39,300円	1,000円	30,000円
第3②				1,300円	39,000円
第4	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税の方	2,300円	69,000円	1,450円	43,500円

特別養護老人ホーム 明心苑（ショートステイ） 利用料金表（2割負担）

※金額はあくまでも概算です。施設の体制及び制度改正等により
変更となる場合があります。

令和5年8月1日現在
(千葉県地域単価10.83円を乗算)

要介護度		要介護1 (単位)	要介護2 (単位)	要介護3 (単位)	要介護4 (単位)	要介護5 (単位)
項目						
介護老人福祉施設短期入所者生活介護費 I		696	764	838	908	976
1ヶ月分(30日) ①		20,880	22,920	25,140	27,240	29,280
夜勤職員配置加算 II	18単位/日 ②	540				
介護職員処遇改善加算 I		(①+②) × 8.3%				
		1,778	1,947	2,131	2,306	2,475
30日の小計金額(介護保険適用の2割負担分) A		50,247	55,032	59,070	65,166	69,951
介護給付対象外サービス費 (介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、食費、居住費の負担軽減制度あり)	食費1,450円/日(30日)	43,500				
	ユニット型個室居住費 2,300円/日(30日)	69,000				
30日の小計金額(全額自己負担分) B		112,500				
30日の合計金額(自己負担分) A+B		162,747	167,532	171,570	177,666	182,451

その他加算・介護保険外での自己負担費用(対象者のみ)			
病院受診代、薬代、歯科受診代	別途実費	送迎加算(片道) 184単位	居宅と事業所間の送迎を行った場合(1回)
その他の費用(理美容)	実費相当分		
入居者の希望する趣味、嗜好品、出前等の飲食代、レクリエーション等の品物代	実費相当分		

介護保険負担限度額

段階	対象者	居住費	1ヶ月分料金 (30日)	食費	1ヶ月分料金 (30日)
第1	生活保護受給者	820円	24,600円	300円	9,000円
	老齢福祉年金受給者				
第2	前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方	820円	24,600円	600円	18,000円
第3①	世帯全員 市民税非課税	1,310円	39,300円	1,000円	30,000円
第3②				1,300円	39,000円
第4	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税の方	2,300円	69,000円	1,450円	43,500円